

袴田事件第二次再審請求差戻後即時抗告審決定に関する会長声明

- 1 東京高等裁判所（大善文男裁判長）は、2023（令和5）年3月13日、いわゆる袴田事件の第二次再審請求の差戻後の即時抗告審において、再審開始を認め、袴田巖さん（以下、「袴田さん」という。）に対する死刑の執行及び拘置を停止し、その身柄を釈放した原決定（静岡地裁2014（平成26）年3月27日決定。以下、「原決定」という。）に対する検察官の即時抗告を棄却し、再審開始を支持する決定をした（以下、「本決定」という。）。
- 2 袴田事件は、1966（昭和41）年6月30日に静岡県清水市（当時）で発生した味噌製造会社従業員の家族4人が殺害された強盗殺人等事件の被疑者として、袴田さんが逮捕、起訴された事件である。袴田さんは、捜査機関による苛烈な取調べ（連日連夜12時間以上の取調がなされ、時に16時間を超える時もあった。また、取調室内に便器を持ち込んで用便させることまで行われた）により、意に反する自白調書を多数作成された。その後公判において犯行を否認し、切に無実を訴えたにも拘わらず、死刑を宣告され、長きにわたる死刑執行の恐怖のもと、実に48年の長きにわたり身柄を拘束され続けた。
袴田さんは、上記1の原決定を受け、ようやく自由の身となったものの、これを不服とした検察官の即時抗告審である東京高等裁判所2018（平成30）年6月11日の再審開始取消決定により、再び再審の門は閉ざされた。
しかし、これに対する最高裁判所の2020（令和2）年12月22日決定により、上記再審開始取消決定は取り消され、再び、東京高等裁判所において再審開始についての審理がなされ本決定に至ったものである。
- 3 袴田事件は、以前より冤罪の疑いが強い事件として、日本弁護士連合会における再審請求支援事件とされていたものであり、本決定が正当にも指摘するとおり、確定有罪判決の根拠となった証拠は極めて薄弱なものであった。
本決定は、上記1の最高裁判決が審理のやり直しをしよう求めていた「袴田さんが犯行時に着用していたとされる5点の衣類」の証拠としての信用性について、検察官の提出した証拠と弁護人の提出した証拠を詳細に吟味し、その信用性を否定した。そして、この証拠が確定有罪判決の主要な根拠となっていたことから、その他の有罪の根拠とされた証拠についても詳細に証拠としての価値を吟味した上で、袴田さんを犯人であると判断した確定有罪判決の認定に合理的な疑いが生じることは明らかであるとした。また、本決定は、上記「5点の衣類」について、袴田さん以外の第三者が、事件から相当期間が経過した後に、発見されたタンク内に隠匿した可能性が否定できず、その第三者としては「事実上捜査機関の者による可能性が極めて高い」とも指摘している。

- (1) 袴田さんは、上記のような信用性に重大な疑問のある証拠によって、半世紀近くにわたり、被疑者・被告人・死刑囚の立場に置かれたものであって、本決定により、冤罪の疑いがさらに強まった。それにとどまらず、袴田さんが真犯人でないとした場合、警察・検察は、真犯人を検挙することを怠り、4人の被害者の尊い命を奪った者の刑事責任追及の機会を逸したのみならず、証拠のねつ造により無辜を死刑判決に陥れようとした可能性が高いということになる。
- (2) そもそも再審は、その要件自体が非常に厳しく制限されており、検察官が、裁判所の再審開始決定に対しさらに即時抗告等の不服申立を行うことが許容されること自体、法制度として重大な疑問がある（この点につき、日本弁護士連合会「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」2023（令和5）年2月17日）。
- 袴田事件においても、2014（平成26）年の原決定からだけでもすでに9年以上が経過しており、その間袴田さんは、上記2の経過のとおり検察官の不服申立てによって、再審を迅速に受け救済される機会（憲法32条）を実質的に妨げられてきたのである。
- (3) 袴田事件では、再審請求段階になって、弁護人からの要請や裁判所からの訴訟指揮に応じ、多数の検察官手持ち証拠が開示され、その中には、検察官に不利な証拠も含まれていた（本件5点の衣類のカラー写真や取調状況を録音した録音テープ等）。
- (4) 以上に照らし、当会は、再審制度について、再審請求における証拠の全面的開示制度、再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止をはじめとした、えん罪被害者を速やかに救済する再審法改正の実現を国に対し求めるとともに、その実現を目指し、尽力する所存である。
- 5 また、当会は、袴田さんが薄弱な根拠によって死刑を宣告され、死刑判決確定（1980（昭和55）年）から実に40年以上にわたって死の恐怖にさらされていることについても、極めて重く受け止めている。誤判に基づいて死刑が執行された場合、いかに死後再審で無罪判決が宣告されても決して取り返しはつかないのであり、袴田事件はこのような死刑制度の有する危険性を如実に示すものである。
- 人が人を裁く以上、誤判の危険性は払拭できない。
- 当会は、本決定を踏まえ、死刑制度の存廃に関しても、引き続き真摯に議論を行う所存である。

2023（令和5）年4月12日
長野県弁護士会
会長 山 岸 重 幸